

奈良県広域水道企業団への水道事業の統合に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

令和7年3月定例議会 議第15号 参考資料

改正案	現行
<p>(香芝市職員定数条例の一部改正)</p> <p>第3条 香芝市職員定数条例(昭和50年条例第4号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条中「、農業委員会及び上下水道事業」を「及び農業委員会」に改める。</p> <p>第2条第1号中「490人」を「<u>590人</u>」に改め、同条第8号を削る。</p>	<p>(香芝市職員定数条例の一部改正)</p> <p>第3条 香芝市職員定数条例(昭和50年条例第4号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第1条中「、農業委員会及び上下水道事業」を「及び農業委員会」に改める。</p> <p>第2条第1号中「490人」を「<u>530人</u>」に改め、同条第8号を削る。</p>